九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

中世フランスの農民家族

湯村，武人

https://doi.org/10.15017/4362430

出版情報：經濟學研究. 22 (2), pp.19-49, 1956-09-20. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

中世フランスの農民家族

湯村武人

(一)

中世の社会を考えるのに、この社会の構造上に家族の占めていた地位を重視しなければならないことは、たゞ単に日本の場合だけでなく、フランスの場合にも同様である。戦争前から戦時中にかけて、日本ないし東洋の社会の特殊性を指摘するために、東洋社会の構造において家族の占める重要性が強調された。M・ウェバーも指摘したように、西欧社会に対する東洋社会の特殊性は確かに存在するし、このような伝統的東洋社会観も、それ自体としては必らずしも否定しえないであろう。けれども、こと中世の社会に関する限り、このような見解を安易に受容れることに、われわれは大いに躊躇せざるをえない。

ところが、最近、封建社会の成立時期をめぐる論争の一部として、従来の伝統的東洋社会観とは若干異った視角からだが、再び日本社会の構造における家族の特殊性が強調されてきた。そして、日本史学会におけるこのような動向にヨーロッパ史学者としていち早く対応されたのが、橡川一朗氏である。すなわち氏によれば、フランスの場合、家父長制大家族

はすでにローマ統治下に解体し、「八・九世紀のフランス小農民の家族構成は、典型的な単婚家族制を示して」いるとされ、[註一]家父長制大家族が解体しない限り封建社会は成立しないとする一部の日本史学者に、有力な支柱を与えられることになつた。もしもそれが認められるとすれば、日本における封建社会の成立は、極端に、場合によつては明治維新までも、繰り下げられうるであろう。だが果してそうであろうか。フランス中世に関して少しばかり検討したところを以下においてまとめてみよう。

（二）

中世の社会構造に占める家族の地位は、フランスの歴史家においても決して軽視されてはいない。このことは、たとえばフンク・ブレンターノの『中世社会』（Fr. Funck-Brentano, Le Moyen Age）の第二章「封建フランスの形成」の第一節が「家族」から始つていることや、マルク・ブロックの有名な労作『フランス農村史の基本性格』（Marc Bloch, Les Caractères Originaux de l'histoire rurale française）の第五章「社会集団」の第一章が「マンスと家族共同体」を扱つていることを思い浮べただけで、充分に納得することができよう。[註二]

ブロックについては後でみることにして、まずブレンターノについて云えば、彼は、右の本の第一章で九世紀頃のフランスが無政府的な混乱の社会であつたことを述べたあと、それにつづく第二章第一節「家族」の冒頭を、次のように始めている――

すなわち、こうした無政府状態の中で、「それまでずつと無疵のまゝに残されていた唯一の組織された力」によつて、社会的再建事業が達成されていつた。この力は何物をもつてしても覆えしない唯一の避難所だつた。それというのも、それは、人間の心の内奥にその基礎をもつもの、すなわち家族だつたからである。嵐のただ中にあつて家族は抵抗し強化される。それは、嵐に会うことによつてそれまで以上の凝集力をもつ。「その各種の必要をそれ自身で充足することを余儀なくされ、あるいは農業的および手工業的労働上、あるいは武装しての防衛上、それにとつて必要となる各種の機関を、それは自ら創造する。国家はもはや存在せず、家族がそれに代つて席を占める。社会生活はイロリの周囲に狭められる。共同生活は家と《フィナージュ》(註三)との境界内に限定され、家とその囲いの障壁内にかぎられる。(註四)」

そして彼は、ローマ没落後ふたたび原始的野蛮状態に返つた当時のフランス社会の描写――荒れはてた耕地、果しなく拡がる人気のない森や原野、そして、そうした荒れはてた森や原野のそこここに、堀をめぐらして厳重な柵に囲まれ、見張の塔からの警戒を怠らないで生活する、当時の人々の小社会とその日々――を描いたあと、この当時のいわゆる家族なるものが、今日のそれとはちがつて大家族だつたことを述べる――

「わが国の歴史の端緒期における家長は、古代の pater familias を思いおこさせる。彼は、彼のまわりに群れ集いその上に彼の名を冠しているグループを指揮し、共同の防衛を組織し、各人の能力と必要とに応じて仕事を配分する。彼は、当時の文書にもちいられている言葉によると、絶対的な主人として《支配する》(règne)。彼は《sire》と呼ばれる。……」

そして、このようにさまざまな構成員を結合し当時の各種の必要によって強化された相互連帯の精神が、多種多様な分枝をその幹に結びつけるのである。――「次三男達やその子供達は長男のまわりに結びつけられたまゝ暮しており、引続いて彼から共同の指揮をうける。次三男とその子供達、従兄弟達、召使達、および家付の職人達をふくむこの拡大された家族は、――ラテン語の家（mansionata）に由来する――《家中》（mesnie）という名称で呼ばれる。家族に由来し家族としての諸性格をもちつづけているこの社会集団、この《比較的大きな》家族は、わが国民の歴史の最初の時期においては、きわめて大きな役割を演じる。」（註五）

あるいはまた云う――「家中は、家族、幹にあたる家長の周囲に結びつけられた親族、召使達、すなわち《家》のまわりに、《家》のために、《家》によって、生活する凡ての人々をふくんでいる。……家中は近親者達（proches）と最も忠実な寄人達（alliés）とをふくんでいる。」（註六）

要するに、ブレンターノによれば、封建社会の祖型は結局において家族であり、封建社会は家族から出発してのみ理解することができる。家族は、彼においては、社会学者のいわゆる「社会関係の原型」である。彼は、このような家族がおし拡がっていくことによって、そしてまたこのような家族に多くの他人を結びつける擬制的家族関係の諸紐帯によって、この家中がやがてきわめて多数の人々を包有するものになるし、十二世紀頃になると、やがて《sire》から《seigneur》（領主）になりかわった家長にひきいられて、単独で軍事的遠征を行うに足る程度に大きなものになった、と説く。一家中だけで一都市を防衛したり攻略したりするのがみられるようになる。

このように、ブレンターノによれば、家族（famille）は家中（mesnie）になり、家中はその発展によつて封（fief）を形成する。なぜなら、他人もまた養子縁組によつて領主の家中の一員になることができたし、養子になることはすなわち、いま一人の父親の権威の下に身をおくことであり、封建関係の萠芽であるからである。「十一世紀においては、封はその宗主をその父とする拡大された家族としてあらわれていた。かくして、封建的首長の統治下に結合された人々の全体を呼びあらわすのに、当時の人々は《familia》[註七]という言葉をもちいた。[註八]」

（註一）井上幸治編『フランス史』三四頁

（註二）Régine Pernoud 氏もまた、最近ロベール・プリガン氏監修下に公けにされた論文集『家族に関する諸観念の復活』（Renouveau des idées sur la famille）に納めたその論文『中世から旧制度に至る間の家族の生活』において次のように述べている――

「最初には、社会の中で家族の占めている地位について述べよう。中世研究家は、事実、常に、家族ないしその凡てが多少とも家族制度と関係をもつた人間集団を取扱う。個人は、そこでは、決して個々バラバラに取扱われはしない。個人からその家族的取り巻きを抽象することはそれを畸形にしてしまうことになるだらう。わが国土の歴史は家族の所領、所有地のそれであり、当時のフランスが構成されていたその様式は、戦争の結果としてよりもむしろ相続や結婚によつてこそずつと多くその所領を拡大する、血統の歴史に帰着する。」（二七頁）

（註三）finage、領主権の及ぶ範囲ないしコンミューンの領域をさす言葉。

（註四）四頁。なお、ジャック・フラーシュ（Jacques Flach, Les Origines de l'ancienne France, Xe et XIe siècle）もまた、昔時の、治安のととのわない未開状態下における人間は、個人では生活することができず、かならず集団の一員として生きて

いたとし、次のように述べている——

「その名に値するような真実の国家が成立してすべての人々に平等な保護を行うようにならない限り、個人は存在せず、個々の人間は集団によつて吸収されている。すべての義務とすべての権利は出生によつて形成された本源的集団である家族の中に存在する。すなわち、その体の中に家族が具象化されている家長の絶対的権威、家々と労働の諸果実との集団的所有権、事柄が復讐を行うのに関係しておらうとその諸結果を停止するのに関係しておらうとを問わず外部の人々からの保護。孤立した人間のための場所はどこにも存在しない。若しもある家族が分裂したり解体したりするとすれば、それを構成していた人々は他の家族に加入しなければならない。かような庇護所を見出さないことは死を意味する。かくして家族の観念、その作用範囲は拡大する。それはもはや唯単に血によつて結合された親族を含むのみならず、親族関係の擬制によつてその家族に同化されており、多種多様な資格において共同の権利と義務に参与している凡ての人々をも含む。奴隷とならんで加入者がイロリばたに座ることができる。彼は彼の提供する奉仕や彼を家族の首長に結びつけている多少とも緊密な従属性と交換に、同じような保護の諸利益を享受する。」（四八頁）

（註五）七頁。

前出レジーヌ・ペルヌー氏もまたいう——「所領は一人の領主（seigneur）によつて支配されており、この領主という言葉は、その語源そのものにおいて家父長的なあるもの、すなわち《senior》（最年長者、古老）をもつているし、領主が自分の周囲に結集せしめている人々は彼の《mesnie》、すなわち彼の家中を構成する。」（二七頁）

（註六）八頁。

（註七）この familia という言葉について、Phillipe Doillinger, L'évolution des classes rurales en Bavière, は次のように述べている——

「諸文書は、一人の領主の《hommes》（家臣）達の全体を、換言すれば領主の邸内に居住していると所領内あるいは外に居住しているとを問わず、多少とも緊密な人的隷属紐帯によって領主に隷属せしめられている人々を《familia》とよんでいる。けれども、各種特許状にみられるあらゆる用語例と同様に、この言葉もまた多種多様な意味に用いられている。十世紀および十一世紀においては、この《familia》という言葉が、一人の領主に隷属する人々の全体を、つまり非自由民と同様に家臣（vassaux）や僧侶をもふくむ全体を、意味する場合が時々ある。けれども、最もしばしばは非自由民だけを呼ぶのに用いられている。王室証書にでてくる《familii》は、この言葉とならんでてくる《mancipa》ないしは《servi》とさえも、一緒クタにされているように思われる。さらに、自由人（nobiles）の証人を、あるいは fmilia のそれに、あるいは非自由民（servi）のそれに対立させている文書の数は多い。要するに、この時代には familia と servi とは一般に同意義語だったといえる。ところが、十二世紀および十三世紀になると、familia の中に家臣（vassaux）と僧侶とをふくめることに最早問題はない。逆に、この言葉によって自由とみなされた家臣達を意味するようになる。」（二四三頁）

（註八）　一〇頁。

（三）

封建制度と家族との関係は、まことにブレンターノの云う通りにちがいない。ことに日本の封建制度の場合、両者の関係がとくに強調されることは衆知のとおりである。けれどもわれわれは、ここでは、封建社会のそうした一般的構造に関してはこれ以上に取上げることを止めよう。そして、なるほど右の構造はそれとして一応前提しての話であるが、もつと根柢的な問題、なかんずくいわばそうした上部構造の問題以前に横たわる下部構造の問題、換言すれば当時の社会の基盤

たる農民家族の在り方を、ヨリ具体的ヨリ詳細に、究明することにしよう。

このような意味でわれわれのまず取上げねばならないのは、エミール・ド・ラヴレーの有名な『原始財産』(註一)(E. LAVELEYE, De la propriété et de ses formes primitives)であろう。

「中世に於ける家族共産体」と題する『原始財産』の第十五章は、中世期のフランスの各地における家族共産体の存在が、年代記、憲章、僧院記録、慣習法などによって証拠立てられるとして、次のように云う——

「之等の農業共産体が、その時代の社会的要求と完全に一致して居たに相違ないことを示すところのものは、即ち、夫れがあらゆる県(湯村註、ここに地方名の列記あるも省略す)に、即ち東部にも、西部にも、中央にも、南部にも発見せらるることである。『同一の屋根の下に、同一の土地財産を生活手段として、共同労働と共同利潤の見地に立つ家族全員の組合団体は、フランスの南部よりその反対の端に至る迄、一般的、典型的な事実である』とトロプロン氏は言つて居る。(commentaires sur les sociétés civiles 序文)されば、我々は古代の制度の下に於ては、農業労働は、仏蘭西のすべての地方に於て、現今南方スラヴ人の場合と全く同様に農民の協同的団体に依て営まれたと主張して差支えない。(註二)」

そして、これらの大家族の内部組織は、ラヴレーによれば、セルビヤのザドウルガ(Zadruga)と同一の原則の上に立つていた。(註三)団体は共同で耕作して同一の住居に住んだ。この住宅は、広大で互に連結した数個の建物からなり、それに向い合つて納屋や家畜小屋が建つている。この住居は Celle と呼ばれた。そしてこの名称は、種々の形で今日多数の村落の名前に残つている。たとえば、La-Celle-Saint-Cloud, Mavissel, Courcelles, Vaucel. などがそれである。団体のメ

ンバーは compains (Compani) と呼ばれた。同じパンを食べるからである。また生産物の割前をうけるという理由で partconniers とも呼ばれ、あるいは兄弟のように暮したが故に frarescheux と呼ばれた。団体そのものは compagnie, coterie, fraternité と呼ばれ、イルミノン修道院の土地台帳では domus fraternitatis と呼ばれている。

「スラヴのヅアドルガと同じく組合員は首長 mayor, maistre de communauté (或は chef de chanteau) を選挙した。労働の割当、物品の売却・購入、共産体の管理・統制は首長の掌中に在つた。即ち首長は執行権を行使した。……彼等は又、一婦人を選挙して家庭仕事万端を司り、家計を管理せしめた。之即ち mayorissa であつて、サリック法典及びサン・ピエール・デュ・シャルトルの古代の記録集にも見えて居る。」

「一切の農業的作業は共同利潤のために執行せられた。しかし各夫婦は大概、小さいペキュリウム(私有地)を有し、之は若干の工業的職業に依て増加せしむることが出来た。妻は紡ぎ、夫は羊毛地或は麻地を織つた。そこで、家族自身でその欲求に必要なものを全部生産した。売つたり、買つたりする余地は殆んど存しなかつた。けれども、後に工業が発達するに及び、共産体は何時までも最早之に対して風馬牛局外者ではなかつた。商業を始むると同時に、労働の分業の原則を適用し利潤を全員に分配した。」(註四)

(註一) この本の元本は仲々入手困難である。ここでは止むをえず改造文庫所収長野兼一郎氏訳書によつた。

(註二) 三四九頁

(註三) フリードリツヒ・エンゲルスの有名な『家族、私有財産および国家の起源』(マル・エン全集十二巻、七一八頁)もこれに

関説している。なお、清水盛光『家族』（岩波全書一八四）によれば、このザドゥルガは社会学上未分家族と称せられる「祖先と住居と食事と財産とを共にする傍系親族の大家族組織」であるが、ここに引用されている近世のスラヴのザドゥルガと古代ローマのそれとは大きな差異がある。すなわち近世の南スラヴ族のザドゥルガにおいては、原則として家族内の最年長者をその家長に立てるが、事情によつては有能な年少者を選ぶことがあり、また往々にして寡婦を選出することもあつた。しかも家長は重大な問題の起る毎に自然的家族の長または全員を集めて協議し、家産の処分に関しても家族員の同意なしに無断で行うことができなかつた。いわば「同輩中の首位者」に過ぎなかつた。これに反して、ローマの共同相続は長子の優越的地位を伴ひ、長子とその弟との間には厳重な差別が設けられていて、弟は兄と共同生活を営みながらも兄の権威に対して心からの服従と尊敬を捧げなければならなかつた。そして、ローマの未分家族のこの貴族性は、清水氏によれば、アリアン族の故郷がトルキスタンの北部及びロシアの南部一帯にわたるステップ地方で彼らの主たる生業が遊牧であつたことに求めることができる。これに反して、「近世の未分家族は、すでにそれの依存する諸条件において古代アリアン族の未分家族とは異なつている。すなわちその生業は農業であつて、遊牧時代の伝統を遠くはなれ、また祖先祭祀もすでに消滅して、もはや長子の特権を支持する力をもたない。その上その崩壊のあとに成立するのも、近代的な家族であつて家父長的なそれではなかつた。要するに、未分家族には古代的のもの、貴族的なものと民主的なものの二種類がある。」（七一頁）

（註四）三四三頁。

（四）

もつとも、このような大家族制度が封建時代の全期間を通じて農民家族における支配的な存在だつたわけではない。す

でにラヴレーは、前出『原始財産』の第十五章の註において、それがフランスでは十五世紀末以降急速に消滅し、十八世紀まで残存したのは稀であつたと記録しているし、シャヴアンヌもまたその『フランス農村社会史』（池本喜三夫訳）において、マンモルトの隷属状態の漸次的消滅とともに共同体もまた姿を消したことを述べ、「此の如くして、慣習法編纂の時代からルイ十六世の時代に至るまで、その間三百年に満たないけれども、前の時代に於て尚ほ繁栄していた共同体は、後の時代に於ては全滅の段階にあつたのである」、としている。

さらにまたロベール・ブートルーシュは、十四、五世紀のボルドオ地方をあつかつた力作『一つの社会の危機。百年戦争期のボルドオ地方における領主と農民』（ROBERT BOUTRUCH, La crise d'une société, seigneurs et paysans du Bordelais pendant la Guerre de Cent Ans, 1947）の第一部第四章を「農村における社会集団」にあて、その第一節を「家族」としているが、この節の冒頭を「構成細胞は夫婦からなる家族である」（註一）という規定によつて説き起している。つまり、この地方の農民家族は、なるほど慣習によつて家長が依然として強大な権威をもち、「彼はその子供達に自分の選んだ嫁や婿を強制し、彼等を宗門に入らせる権利をさえも主張し、子供達が自分の家の屋根の下で生活しているかぎり彼等の稼いだものを自分のものとする」にも拘わらず、少くともこの時代においては、その基本的単位は夫婦からなる家族（la famille conjugale）だつた、というわけである。

もつとも、この点マルク・ブロツクの見解はやゝ異り、前三者に較べてヨリ遅くまでその支配を認めて次のようにいう——「（大家族制度は）パリの周辺では十六世紀以前に実施されることを殆んど止めていたように思われる。これに反し

て、ベエリ、メーヌ、リムーザンおよびポワトオの一部では、大革命の前夜においても、まだまだ元気一ぱいに実施されているのがみられた。」

そして、十四、五世紀のボルドオはすでに単婚家族だつたとするブートルーシュ自身も、その同じ章の次の節を「黙約的共同体」(la communanté taisible) にあて、バス・ケルシイ、プロヴァンス、ロワール河諸地方などにおいては、これらの単婚家族と並んで右のような名前で呼ばれる共同体があり、「それは同じ血縁の人々を、いな時としては他人をさえも結びつけていた」ことを認めねばならなかつた。しかも、ブートルーシュのいわゆるこの「黙約的共同体」こそは、マルク・ブロックがその前出書や一九四九年刊の『封建社会』(Marc Bloch, La Société Feódale) において述べるところによれば、すなわちわれわれの大家族的共同体だつたことをつけ加えておこう。(註二) つまり、ブートルーシュの場合にもなお、大家族的共同体の相当広範囲の存在が認められるわけである。(註三)

(註一)　一一五頁。

(註二)　『フランス農村史の基本性格』の問題の個所は次の如くである――「家族共同体は、殆んど到る処でマンスから単純な世帯へと推移した。それはしばしば、一般にそれが明文化された協約なしに構成されていたために communauté taisible (または tacite) と呼ばれたし、しばしばまた frereche と呼ばれた。これは兄弟達のグループという意味である。」(一六九頁)

またブロック『封建社会』第二部は次のようにいう――「血縁に基づく共同体に基礎をおいた諸紐帯は、封建制度の特徴をなす種々の人間関係よりもずつとずつと古いものであり、その本質上それとは無関係なものであるが、新しい社会構造(湯村註、すなわち封建社会)の内奥においてきわめて大きな役割を演じ続けており、その為に封建制度の社会のイメージからそれを排除すること

はできない程である。けれども不幸にもその研究は困難である。古いフランスで農村の家族共同体を《taisible》な共同体という名で呼ぶのが普通だったのも理由のないことではない。これは《沈默の》という意味に解すべきものである。容易に明文なしにすますことのできる近親者間の関係の性質そのものに由来している。」（一九一頁）

なお、ブートルーシュ自身の記述をみれば――、「taisible とは tacite の意である。それゆえこの種の共同体は一の成文慣習法の枠外に構成されていたわけである。もつとも常にそうだとは限らないわけで、だからこそわれわれはそれに関して知つているわけである。」（二九頁）

（註三）アンリ・ラブーレは『社会経済史年報』において次のように述べている（Henri Labouret, La Communauté taisible au Soudain, annales d'hist. éco. et soc., 1933）。「默約的共同体は定住性のすべての農業者達の間に観察される。この団体は原則として男系親族によつて構成されるもので、中世のヨーロッパにおいて自然発生的に構成された。それはドイツにおいてもみられ、そこでは Geschlechthauser と呼ばれた共同の家を宿としており、そこには時として七〇人にもおよぶ人々が一人の Wirth の権威の下に置かれながら居住していた。その存在は、ハンガリー、リトワニア、ノルウエー、スエーデン、バルチック海の諸島、ロンバルデイア、ピレネー地方、アラゴン、ポルトガルにおいても証明された。それは、フランスにおいても、ベエリ州、メーヌ州、リムーザン州およびボワトオ州の一部において大革命の時代まで存続したし、ニベルネ州では十九世紀の中頃まで維持されていた。一八四〇年においても、デュバンはこの州の一村落サン・ベナン・デ・ボワにおいて、この型の共同体であるジオー家のそれを観察した。この共同体は同じ土地に一五〇〇年以前から存在し、この時代の価格で見積つて総額二〇万フラン以上の耕地、牧場、葡萄園を所有していた。その構成員は、そのほかに、他の住民達と同様に、四〇〇アルバンの土地への放牧権と建築用および薪炭用としての木材を切るための森三〇〇アルバンの用益権をもつていた。この種の共同体は常に一つの共有財産をもち、この財産は男系親族のみを親族とする原則を厳格に適用することによつて、つまり男子だけが相続人となることによつて元のままの形を

維持した。それはギュイ・コキーユがその『ニベルネ州慣習法の諸問題』の有名な文章の中でいう《compains》によって選挙された《maître》によつて管理された。この maître はドイツ語の Wirth に呼応するもので、重要な問題はすべてその選挙人に相談しなければならなかつた。これらの選挙人達はまたしばしば Parçonniers 換言すれば生産物に参与する者と呼ばれた。彼らの結社は companie とか coterie とか呼ばれ、ヨリ好んでは fraternité ないし frereschе と呼ばれた。それというのも、その構成員は兄弟のように一緒になつて、《同じ壺と塩で》暮したからである。」（五九頁）

（五）

それは兎も角として、ブートルーシュの云うところによれば、ボルドオ地方においてさえも、「成人年齢に達した兄弟達が同じ屋根の下に暮しつづけ、ついで彼等の父親の死後も、その遺産を《共同で且つ分割することなしに》護り続け、《全員が協力して暮す》」[註一]ことは、かなりしばしばだつた。

例をあげよう。ダルドナックには四人の兄弟からなる共同体があり、彼等の母親は自分の持参金と予贈財産とが彼等の財産の上にもつている抵当権を放棄していた。また、それぞれ三人ないし五人の兄弟からなる共同体がメリニャック、サン・ペイ・ド・キャステ、ラ・ソーヴ、ランゴワラン、クーサック、モーリアックにあつた。四人の兄弟と三人の姉妹とからなる共同体がスーリニャックにあつた。同様にまた、姉妹達の間にも同じような結合体があつた。

さらにまた、こうした《兄弟の共同体》と並んで、それとは異つた種類の共同体、つまり祖父とその息子・孫および配

偶者達や、伯父ないし伯母とその甥や従兄弟達との共同体やが構成される。あるいはまた、女婿や嫁達が家族の環を拡げる。ルービアクのジャン・バロンは≪彼の住居に終始同居し、精出して仕事し耕す≫ことを約束した一人のベアルン人を婿にした。サン・セベエル奉行区の住民でサン・モーリアックのブルジョワとなつた一人のガスゴーニュ人は、≪終始≫その義理の両親と一緒に≪住い、親しく居住を共にし≫、息子のように両親に仕え、≪その労働と耕作とを両親の家の利益になるように≫行うことを約束した。義理の兄弟達やその妻達もまた共同体の中で暮す。同じ家の二人の姉妹とそれぞれに結婚したトレーヌの二人の若者は、≪現在および将来にわたつて、彼等自身および彼等所有の動・不動産を、一緒に結合した≫。彼等は≪なみなみならぬ愛≫を約束し合い、≪同じ家で一緒に暮し、互に奉仕し尊敬し、秘密を護り合い、仕事に励み、彼等の世襲地を耕し働くべきこと≫を約束した。≪先に死亡した者の魂は、生き残つた者の良心と管理によつて、その財産に関して奉仕される≫。

そして、就中大きな経営の場合には、多くの小家族グループと諸個人とからなる共同体によつて経営されていた。サン・ロオラン・デュ・メドックには、五人の共同経営者の共同体があつた。そこにはまた、多くのマンスをもつ六人からなる別の共同体があつた。サン・メダアル・アン・ジアルでは、二十六人が一つの水車を経営していた。ブートルーシュはさらに、同じ村や部落に同姓の多いこと、たとえば≪a≫とか≪les≫とかに先立たれる男名前をもつた地区に近親関係にある多くの家があること、すなわちわれわれがすでにラヴレーによつて知つていること、を指摘した後でいう——

「いかに多くの部落がその中核に古い≪mayne≫(註二)をもつていることか！これは、最初は共同体をなして暮していたその

古い《mayne》の成員達が、最初の本家を離れて近隣に巣別れし、本家の近くにそれぞれ家を建て、夫婦単位に土地を分割したり、全所有地の――たとえば四分の一ないし五分の一を――コンスタントな部分として保留したりしたものである。一三七一年に、メイナァル家はテーランに多くの家を所有していた。けれども、不分割はもはや財産の一部分に対してしか行われておらず、共同体の成員の一部が分散したことは、一三八九年にその共同所有者の一人がその所有地を親族の一人に売却して出発したことによつて証明された。(註三)」

(註一)　一一九頁。

(註二)　mayne とはラテン語 mansus のガスゴーニュ語形。

(註三)　一二二頁。

ブートルーシュは、そのいま一つの著書 Une Société Provinciale en Lutte contre le Régime Fèodal, L'Alleu en Bordelais et en Bazadais du XIe au XVIIIe siècle, 1947 において、十一世紀ないし十八世紀のボルドオ地方の自主地 (alleu) の問題を取りあげ、自主地とは中世の人々を締めつけている社会的諸紐帯の拘束を免れている土地で、ローマ法にいう propriété に近い存在であるが、この自主地さえも売却ないし譲渡に際して血縁者の買戻し権には服していたと述べたあと、次のような註を付している――「シャンヌ・ド・フロンサックがある一軒の家に対するその自主財産権を売却したので、《性質上他のいかなる者よりも彼女に近い立場にあつた》彼女の兄は、買取人からその権利を買戻して家産の所有権を取戻した。このようなやり方は、家族共同体がその力を保持し続けていた十一世紀および十二世紀においてはしばしば行われた。」(二一頁)

彼はまた十一世紀から十六世紀に至る期間における自主地の宗教的及び経済的諸機能の変化を扱つた同書の第三章においても、十一世紀における自主地所有の主要階級は貴族と農民であつたと述べたあと、農民について特に次のように述べている――

「貴族の場合よりもずつと多く、農民は、その親族や友人達と一緒になつて広大な面積の耕地を所有する家族共同体を形成している。ついで光景は変る。個人が集団にとつて代る傾向が生れる。」（七六頁）

（六）

部落の中核としての古い《mayne》の存在！その近隣に位置して部落を構成する同じ姓をもつ家々！　これらの家々は、いうまでもなくこの古い《mayne》から巣別れした家々である。だが一体マンスとはいかなるものか？　こうしたフランス中世農村の光景をいま少しヴィヴィッドに想い描くために、われわれはいまや、再びブロックの云うところに立帰つて、フランス農村の歴史を回想すべきであろう。ブロックは、すでに述べたように、その著『フランス農村史の基本性格』の第五章第一節を「マンス・家族共同体」と題しているが、その冒頭を次のようにはじめている——

「わが国の農村の歴史がモヤの中から抜け出し始めた頃、——つまり、われわれが初期中世と呼んでいる期間においては——農村社会は、村落と荘園という比較的広い地域にまたがる二つの集団の下にあつたし、その構成細胞として、地域的であると同時に人間関係的な一つの単位——すなわち、一者は居住され、他者は小人数の人々によつて経営される一つの家屋と一組の圃場群——をもつており、この単位は、フランク時代のゴールでは、名称こそ様々だが殆んど到るところで同じような内容をもつた存在だつた。そしてそれは、最も普通の場合マンス（manse, mansus）と呼ばれた。[註一]」

このマンスは、ブロックによれば、決して領主制度のつくり出したものではない。それは、「ある拡大なグループの、

おそらくは――もつとも、これは単なる推測にすぎないが――種族ないし氏族の作つたものである。マンスは、――その創建以来かもつと後でかは知りようがないが――、その拡大なグループを構成するヨリ小さな諸グループへ割当てられた分け前である。マンスをその外皮とするこの第二次的な集団は何だつたか。十中八九まで間違いなく、それは氏族から分出した家族、つまりその祖先を共通に溯ることのできる幾世代かからしか構成されていないが、依然としてなお多数の傍系夫婦を包含しうるに充分な程度に広大な、族長制的な型の家族、という意味での家族だつた。(註二)」

このように、マンスは、もともとは「おそらく《一家族の土地》であつた古い農業上の細胞」（ブートルーシュ）(註三)だつたのだが、結局において領主制度の利用するところとなり、領主への年貢はこれを単位に徴収されることになつた。ブロックはいう――

「初期中世の荘園の内部におけるマンスの本質的機能は明瞭である。それは租税徴収の単位としての役割を演じている。事実、賦課ないし賦役が課せられるのは、別々に取上げられた耕地片（parcelles）に対してではない。ましていわんや世帯とか家屋とかによつて計算されはしない。それぞれのマンス毎に、土地台帳は一人の貢納義務者をしか知らない。……時として多数の家族がマンスの名の下に集められている幾つかの圃場を共同で耕す。けれどもそんなことは問題にならない。課税されるのは、しかじかの額の賦課金、しかじかの量の麦、しかじかの数の鶏および卵、しかじかの日数の賦役を課せられるのは、つねにマンスである。マンスは領主財政の基礎であり、原則として不分割・不変である。(註四)」

そしてブロックは、こうしたマンスから単純な農民世帯への推移が行われるまでの時代、殆んど到る処で家族共同体

(communauté familiale) が形成されていたことを指摘する——

「子供達は、結婚した者までも依然として両親の傍で暮しつづけ、両親の死亡後も、しばしば《同じカマドと同じ壺》の下に一緒になつて暮し、共同で働き、共同で所有しつづける。時としては、若干の友人達が擬制的な同胞の契りによつて彼等と一緒になることがあつた。いくつもの世代が同じ屋根の下に暮した。すなわち、一四八四年の三部会において一代議士が引用したカアン地方のある家族——もつとも、これは例外的に多い——の如きは十組の夫婦七十人が同じ屋根の下に暮していた。(註五)(註六)」

(註一) 一五五頁。ブロックはまた、『社会経済史年報』(一九二二年)に収めたその論文「自然的地域と社会的集団」(Regions naturelles et groups sociaux) においても次のように述べている——

「全フランスにわたつて、マンスは、シャルルマーニュの時代には、農業の基本的細胞であると同時に、領主権力の側からみて託営の分割しえざる単位であつたし、ヨリ一般的かつヨリ根本的には、きわめて広大な、家父長制的型の一家族の古い経営物であつたことは、九分通りまで間違いない。けれどもきわめて多数の地方において、そのそれぞれがそれぞれ一つの《マンス》の所有者である多種多様なグループがそれぞれにその中で暮していた家は、寄り集つて村落をなしており、圃場は一つの共通の区画内で錯綜し合つていた。他の地方では、——そしてこれは小部落からなる古い地方のことであるが——、これに反して、それぞれの《マンス》は、ないしはそれぞれの地方によつて当然にも様々に異つた言葉で呼ばれていたその四敵物は、他のものから離れてその住家とその耕地とをそれぞれ別個に定められていた。」

(註二) 一六三頁。

レジーヌ・ペルヌー氏の前出論文もまた次のように述べている――「この時代の家族は何を代表するか？　慣習法集録は、この家族という言葉の下に《同じパンと壺で》暮しており、《同じパン片を分ち合う》人々を取りまとめている。これは決してローマの gens ではない。ローマの gens は、軍事上の首長であると同時に大司祭でもあつた pater familias の絶対的権威の下に一つの族(ツリビュー)として結集されていた。さらにまたそれは、ずつと後世になつてブルジョワ社会が知ることになる、それとは異つた半ば無制限な父権を伴つた、父、母、子供達からなる緊密な細胞でもない。それぞれの世帯はその独立性を保持してはいるが、同一血筋から出たすべての人々を解消すべからざる一つの紐帯でもつて結びつけている家族的相互連帯性の考え方がきわめて強く護持されている。そしてこの家族は一つの堅固な土台の上に安息している。すなわち家産であり、これは売られることも、分割されることも、傷つけられることもないし、幾世代もが代々それを相続し、何人といえども自分こそその所有者であると考えることを許されない。こうした物の考え方は慣習の中に深く根を下しているので、農村においては、一般にマンスが計量の単位であつた。マンスとは、一つの家族が生活を維持していくのに充分な土地面積であり、地方によつて異る経験的な単位である。そして中世の全期間を通じて、人口はカマドによつて数えられ決して個人によつて評価されなかつたことは、誰でも知つていることである。」(二一七～二一八頁)

(註三)　『ボルドオ地方の領主と農民』二六頁。

(註四)　一五六～七頁。

(註五)　一七〇頁。なお、ブロックがここに引用しているカアン地方の事例は、シャヴァンヌがその著書の中に報告書の原文をそのまま引用している。『フランス農村社会史』二五六頁参照。

(註六)　増田四郎氏もまたその『西洋経済史概論』において中世村落における「強制と禁制」を取上げ、次の如くいわれる――「蓋しツウイング・ウント・バンは、村落の団体的統制力のつよさを証明するのみならず、荘園制成立の根柢に、すでに一種の支配秩

序、すなわち民族の長または大家族の長、あるいは移住小集団の指導者を中心とするヘルシャフトの秩序が存したことの証左であり、荘園制はその上に築かれたもの、従って上からの一方的支配のみでは到底維持されえなかったもののごとくである。ドイツ諸部族の伝統の濃厚な地域においては、特にこのような傾向がつよい。」（八九頁）

（七）

けれども、ブロック自身が明確に述べているように[註一]、そしてまた椽川一朗氏が明らかにされたように[註二]、農業生産力の上昇とそれに伴う社会的諸環境の変化は、すでに早くからマンスを分解せしめていたし、マンスの枠内にとぢこめられていた農民家族をしてその枠を破壊せしめるに至る。A・タラマスの『フランス領主制社会』（A. THALAMAS, La Société seigneuriale française 1050-1270, 1951）は、かつてはあらゆるカテゴリーのマンスの内部に奴隷が存在していたがそれが次第に解放されたこと[註三]、九世紀頃すでに土地を所有する農奴の事例がみられることを述べた後で、次のように述べている——

「これらの諸観察は、マンス制度が、九世紀初期の資料の皮相な検討が兎もすれば思いこませるように厳格な暴君制の表明だつたどころか、かえつて逆に、一つの生気あふれる現実であり、そのすべての構成員の利害と欲求との圧迫の下に絶えず自然の進化をとげており、あらゆる種類の農村の働き手達に、マンス制度と農奴制度との原初の諸枠を破砕せしめる傾向をもつた、社会的上昇の諸可能性を提供したことを示すに充分である。所領経営の自然な発展と農民達の家族生活

に随伴する諸偶然事は、その土地所有者を強制して、余儀なくもそれぞれの個人に認められた特別の承認（諸特権）を公にせざるをえないようにしむけていつた。もしもマンスの枠内に閉ぢ込められた世帯の人員が急速に増加すれば、何物といえども自由なマンス保有者達の子供達が父親の家の外部に幸運を求めて出ていくのを妨げることはできなかつたし、一家を構えた農奴達の場合には、過剰になつた諸成員が主人の直営地の一部分を譲りうけさせて貰つたり、関係土地所有者達の承認をえた後で他の所領に居を構えるためにその土地を離れる承認をえたり、農業以外の地方的手工業職に転業したりして、家を離れることがどうしても必要だつた。九世紀以後、こうした巣別れの恩恵に浴した人々は《家族からの移出者》（foris familiati）と自称した。(註四)」

そしてこうした巣別れ者の場合、その家族形態はおそらく単婚家族の形をとるであろう。むろん、だからといつてわれわれは、このことから直ちに大家族制の崩壊を結論することはできない。けれども崩壊の可能性そのものは、ここに至つて大いに増してくることを認めねばならない。

（註一）一六五頁

（註二）『史学雑誌』六十二篇十一号、六十三篇十一号、六十三篇一号「農奴制の成立と農奴身分の問題―フランス史学の最近の成果をめぐつて―」。

（註三）マンス保有者の所有していた奴隷達についてタラマスは次のように述べている――

「これらの人々の境遇は正確には何だつたか、そしてその後どう変つたか？　われわれは、私の知るかぎりでは、これに関する

資料を全然もつていない。けれども、奴隷身分の人々は十一世紀には姿を消したのだから、彼等もまた一般的進化のあとをおい、マンス保有者や、かつては彼等を所有していたその大家族の構成員の一人に変つた、とみなして良いと思われる。」（一五三頁）

（註四）一五三頁。

（八）

かくしてタラマスは、われわれがすでにみたその著書の中で、「往昔の共同生活の中心だつた家父長制大家族（la vaste famille patriarcale ou parentèle lignagère）に、（十二世紀頃以後）村落共同体の連帯性のなかにつなぎ留められた単婚家族がとつて替つた」と述べ、「九世紀の年貢納付義務者は同じ所領内にあるマンス単位で年貢を納めたが、十二世紀の年貢納付義務者は、これは今日の土地台帳の最初の起源だが、圃場単位に、あるいは、今日誕生しつつある国家による社会保障制度がそのやり方をもつと一般的に再び取上げている方法だが、世帯毎に、年貢を納めた」[註一]という。そして、この十二世紀という時期がフランス農村の家族の歴史上確かに一つの劃期をなすと見做しうることは、ブートルーシュもまた特にこの世紀を取上げ、次のように述べていることからも、認められねばならない。すなわち彼は、農民家族における財産相続の問題をとりあげて、「（農民家族形態の）この進化は、荘園の問題を取扱う場合と同様に、十二世紀以前においては、種々推測することができるだけである。（けれども）この時期には、それより二百年後よりも、家族の相互連帯性はヨリ強固であり、財産不分割の制度はヨリ断乎たるものであり、フランク法の影響はヨリ著しかった」[註二]といつて

いる。

だが、家族史上十二世紀がこのように大きな意味をもつとしても、われわれは、すでに述べたように、このことから直ちに、フランス農村における大家族制の時代がここで終つたとみなすことは、できないであろう。それどころか、むろん地域によつてその時期は異るにしても、われわれのすでに見た諸資料は、ほぼ十五世紀頃までのフランス農村に、大家族的共同体が相当広範囲に存在していたことを教えていた。(註三) そしてこのことは、以上においてわれわれが試みてきたように、そうした大家族的共同体の存在の事実そのものを、唯単に資料的に拾い集めることによつてだけではなく、他方ではまた、当時の農民家族がなぜ大家族制をとらねばならなかつたを探求することによつて、理論的にも立証することができるように思われる。

(註一)　一八一頁。

(註二)　一一五頁。

(註三)　マルク・ブロックは、さきに示した『社会経済史年報』(一九三二年)所収の論文の中で、次のように述べている——

「殆んど全フランスにわたつて——尤もフランス全部においてではない——、マンスはきわめて早い時期から細かく分裂した。そしてその代りに、疑いもなくヨリ制限されヨリ時代の新しいいま一つ別種の家族的グループが歴史の光を全面に浴びて現われてきた。すなわち默約的共同体である。そしてこの共同体は、中世においてはすべての地方にみられたし、若干の地方では十八世紀末に至るまで大きな役割を演じたし、人々の云うところによれば、オーベルニュ地方では、今日なお全面的に死滅しているわけではない。ところでわれわれは、今度は絶対確実に知つている。わが国の部落の多くは、この種の集団によつて作られた家々から誕生

しているということを。実を云えば、《coparsonniers》は、原初的には、一般には唯一つの同じ家の中に住んでいた。この共同生活が分解すべき時がやってきた時、どんなことが起つたか？時としては、その中の異端者達が純粋かつ明白にそれから離れていつたことは疑いない。この場合には、親族や時としては寄人達からなりたつていた古い社会である《frersche》は、自分の後に、はつきりとそれと感じ取られる痕跡としては、その屋根の下に昔のそれに比較してずつとずつと少さい世界をしか寄せ集めない、一つの淋しくなつた家屋をしか残さない。けれども、急激に破壊されたこの結合体の構成員達が、互にそれぞれに財産を分割しながらも、そのままその場所に留まつていることがしばしばだつた。そして彼等のそれぞれは、それ以後それぞれ別の家屋をもつことを望み、一つのまぎれもない部落（アモー）を創り出したし、この部落の名称は、多くの地方において、その部落がどんな家族に起源をもつかを想い起させる。例えば、中部丘陵地帯やその他の地方の若干の地図にきわめて頻繁にみられる《Chez un tel》とか《Les un tel》とかのように。」さらにブロックは、右の文章の終りの部分に次のような註記を付している——

「居住の歴史が当然にも援助を求めるべききわめて多種多様な調査方法の中に、おそらくは、家族の名前の研究に一つの場所を認める必要があるように思われる。ある種の村落においては、他の種のもの——すなわち小部落（アモー）——においてすべての世帯ないしそれに近いものがそれぞれ固有の名前をもつているのに反し、三つないし四つの父祖名群によつて殆んど全人口が分割されているということは、普通に観察される事実である。確かにこれらの差異は全くの偶然の結果ではない。教区帳簿の検討は研究を過去に向つてかなり遠くまで押し進めるのを可能にするだろう。」

（九）

ところでこの問題は、不幸にも、これを取上げた諸学者の間において、一見かならずしも見解が一致しないかの如くで

ある。

まず第一の見解は、いうまでもなく前にみたラヴレーのそれである。すなわち彼によれば、われわれはこれらの団体の起源をフランスおよび中世紀に特有の事情に求めてはならない。なぜなら、それはスラブ民族その他にも発見せられており、かつ文明の最古の形態にまで溯るべきものだからである。村落がまだ共有だつた当時には、土地は定期的に、かつ個人にではなく各戸に、割当られた。これは現在なおロシアにおける慣習にみるところであり、シーザーによればゲルマン人の慣習だつたものである。そこでは何人も土地を私有することができず、共同生活をしている国家群に首長がこれを配与すると書かれているが、この共同生活をしている家族群とは、明らかに今日セルヴィヤに存在しているそれと同様な家族団体である。つまり、家族共同体はもともと定期的地割に関する単位だつたのであつて、したがつてこの地割制度が廃絶するにおよんで、それが土地を所有するに至るのは自然の結果である。(註一)

すでにみたように黙約的共同体を「血の紐帯」とみるマルク・ブロックもまた、大きくはこの見解に属するはずであり、「慣習法の教える農村共同体はそれよりも古くから存在していたものの直系の子孫」であるとするシャヴァンヌもまた然りであろう。

ところが、「フランス農村諸階級史」の著者アンリ・ドニオル（HENRY DONIOL, Histoire des classes rurales en France）は、これを中世の所産であるとする点で前三者と異つた見解を展開する。すなわち彼は、この本の第二部、第一章、第三節「農奴の家族および所有権に関する法律、農業共産主義」においてのべる。――古代社会の後を引継いだ中世

の社会が、その生産力において稔り多い成果をあげたのは、確かに一面ではその担当者が奴隷から農奴に代つたことに原因があるが、理由はただ単にそれだけにかぎらない。他面では、領主がその農奴家族を「完全で強制的な共同体の原則」の上に築きあげ、そのことによつてこの家族を、非自由民階級としては可能なる最大限度に勤勉ならしめたからである。そして、ドニオルによれば、「家族に関するこの経済的調整は、フランスがその自己本来の諸資質に復帰するとまもなく、換言すれば領主制度によつてラテン的影響から全く解放されるとまもなく、樹立された。もしも中世が、あれ程多くの社会的エネルギー、あれ程根強い人口をもつていたとすれば、人々はその大部分をそのことにこそ負つているのである。」(註二)

以下ドニオルによつて領主によるこのような家族共同体形成の理由をみれば、次の如くである。すなわち彼は、まず最初に、農奴制度に先行する農業制度たるコロン制度について、この制度の枠内では、労働は新しい文明の基礎として役立つのに必要なエネルギーも凝集力ももたず、したがつてそれは、「その弛緩した諸紐帯、その曖昧なヒエラルキーによつて、一つの生産的な力であるよりもむしろ一つの政治的な力」であつたとする。奴隷制度はなるほどあまりにも苛酷であつたかも知れないが、コロン制度はまたあまりにも温情的なものであつた。社会は当時混乱の極にある。そこには無政府状態がもたらされている。したがつて、なるほど奴隷は、そのあまりにも自由を欠いだ存在のゆえに、当時はもはや生産の担当者たりえなかつたとしても、あまりに多くの自由をもつコロンはまた、このような社会では不安定な存在であつた。そこでコロン達は、十七ボニエの土地を耕作するために十三人からなる一組合を作つた、とサンゼルマン・デ・プレ

の修道院会計簿が教える三家族のコロン達のように、自ら組合を作つて世に処することを企てねばならなかつた。かくしてドニオルは結論する、「それゆえにこそ領主制度は、農奴制度を作りあげ、それを家族共同体の枠内に据えつけたのである。……それは、一方において自由生活のもつ最も人目をひく諸属性、すなわち所有権、相続権、契約権、取引権のほとんど全部を、共同体を構成する者に保証してやると共に、他方において共同体の外部における一切の市民的将来を閉鎖してしまつた。この非個人的で複雑な個体が、一つの窮屈なものとみられ、一つの障碍物として回避されるようになる時期はすぐにやつてきた。けれども、当時ではそれは一つの貴重な制度だつたのである。」(註一)

(註一)　三三三―四頁。
(註二)　七四―五頁。
(註三)　八〇―一頁。

(一〇)

はからずもわれわれは、ここでもまた、ヨーロッパ中世史のあの宿命的な対立、ゲルマン学派とローマ学派の対立にぶつつかつたわけである。一方はこれをゲルマン古来の氏族制度に求め、他方はこれをむしろローマ的な制度の発展とみなし、中世の領主制度の所産とする。けれども、この二つの対立する見解は、他のあらゆる問題におけると同様に、ここでもまた、かならずしも他を排除するものではなく、むしろ相互に補完しあつてこそ真実を明らかにするものと思われる。

げんにラブレーは、すでにみたような見解を述べたあとで、この制度の維持・創設に封建制度のもつ諸条件が力あつたことを認めるし、ドニオルもまた共同体の首長に関して、一方においては、「それは起源的にみれば、おそらくは領主によつて共同体に与えられたものであろう」としながらも、他方においては、「おそらくまたそれは、あたかもコキーユの時代におけるニベルネ地方における諸共同体がいまだにそうしていたように、常に選挙されていたものであろう」、としている。

ブロックもまたいう、「共同体的慣行は、きわめて普及していたので、フランス農奴制度の基本的制度の一つであるマンモルトの制度が、結局はこれらの慣行の上に基礎づけられることになつた。逆にマンモルトの権利の概念そのものが、農奴家族における財産不分割をすすめるのに貢献した。つまり、一旦共同体が解体されると世襲農地は領主のものになつてしまう危険があつたわけである。租税がカマド単位で徴収される地方では租税の恐怖が同じような影響を及ぼした。すなわち、それぞれ別々に住居を構えるとそれだけ貢納義務者の数がふえるわけである。」(註一)

他方でドニオルは、すでにみたように、「家族に関するこの経済的な調整は、フランスがその自己本来の諸資質に復帰するとまもなく、換言すれば領主制度によつてラテン的影響から全く解放されるとまもなく樹立された」としていた。フランス本来の諸資質といい、ラテン的影響から解放されたものといい、それが何を意味するかは明らかである。それは原住ケルト民族のもつ氏族制度以外のものではない筈である。そして、これまたドニオルによれば、「もしも新しい文明がローマ帝国の廃墟の中から湧きあがつてくることができたとすれば、もしも中世がそれ程多くの社会的エネルギー、それ

程根強い人口をもつていたとすれば、その大部分をそのことにこそ負つているのである。」(註二)かくして、両者の見解は明らかに表裏の関係に立つ。

(註一)　一七〇頁。

(註二)　われわれはここでエンゲルスの『家族、私有財産及び国家の起源』を想起すべきである。マルエン全集十二巻、八〇〇―二頁参照

(十一)

だが、以上で説明は充分であろうか？その答は明らかに「否」である。なぜなら、前にあげたその著書の中でブートルーシュが明らかにしているように、十五世紀のボルドオでは、当時すでに領主側からの強制はなくなつているというのに、すでに氏族的紐帯は一旦は弛緩してしまつたというのに、依然として大家族制が維持されていたし、ないしは復活するという事実がみられたからである。すなわちブートルーシュは、すでにみたように共同体の崩壊を述べたあとにいう、「けれども、ある種の共同体は姿を消したとしても、他のものは依然としてその制度を維持しつづけた。十一世紀および十二世紀におけるその頂点から次の時代にいたる途中、共同体は、百年戦争中および十五世紀の後半に、再びまぎれもない復活の恩恵に浴した。危難の時代と再建の時期とは寄り集りをうながす。」(註一)

問題は、この「危難の時代……」という最後の文句の意味である。ブートルーシュ自身はこれに関して一言も説明し

ていないが、おそらくそれは、少くとも前者の「危難の時代」に関してだけは、生命の危機にさらされた人々が当然に痛感する防衛のための団結が再び血の紐帯を強化した、という意味であろう。すなわち、特定の環境下における氏族的紐帯の復活である。が、後者すなわち「再建の時期」については、それでは説明できない。再建とはすなわち、当時においては、就中農業生産の再建であつた筈だから、ここではやはり農業生産上の必要を考えなければならない筈だからである。戦争の惨果とペストの猛威とは当時の農村人口を著しく減少せしめていたはずである。その余りにも少くなつた人口でもつて荒れ果てた畑を再建し、牧場を整備しなければならないのが当時の農民であつた。だとすれば、生命護持のための団結の必要と同時に、農業生産上の必要がまた農村共同体の形成ないし維持をささえる支柱だつた、と考えなければならない筈である。問題はむしろ、基本的には、それを中心にこそ展開されて行かねばならないであろう。(註二)

(註一) 一二二頁。

(註二) このように家族共同体を農業生産に結びつける理解の仕方は、すでにシャヴァンスにみられる。すなわちいう、「旧き法律家達は決して完全なる意味に於ける歴史家でもなく経済学者でもなかつたが、彼等は是等の集団が古い時代に遡るものである事、及びそれらが大部分その存在を農業労働の条件そのものに負ふていた事を理解した。」(二五七頁) なお、マックス・ウェーバー『一般社会経済史要論』(黒正、青山共訳下巻) もまたいう、「あまり道具がなかつた農耕の場合においては、収益を増大する手段といえば、ただ労働の集積のほかなく、したがつて家の範囲は増大の時期を経過した。」(五一頁)